莊田	同次
質問人業収割なにから光差を表記事業にあれる	回答
介護報酬包括に伴う栄養ケア計画書について	NA DESTRUCTION AND REPORT OF THE PROPERTY OF T
・栄養ケア計画書の様式は変更する必要があるか	・様式の変更は必要なく、今までの様式を使用して差し支えありません。
・計画書の期間に決まりはあるか	・定期的な見直しの期間は必要な栄養管理ができる期間を施設で設定できますが、解釈通知
	に再スクリーニングの実施期間が明記されていること、期間が長い場合、必要な栄養管理が
	できなくなる可能性があることを考慮すると、再スクリーニングは3か月ごとに実施するのが
	望ましいと考えられます。
・ケアプランに参照項目がある場合、栄養ケア計画書にも別途サ	・ケアプラン内に「栄養ケア計画参照」と記載されている場合、栄養ケア計画にサインは必
インが必要か	要です。ケアプラン内に栄養ケア計画の内容が全て網羅されているのであればサインは不要
	です。
ミールラウンドについて	
・観察内容は毎回記載が必要か。ミールラウンドの記録はどのよ	・ミールラウンドの観察記録は毎回記載が必要ですが、記載方法は特に決まっていません。
うに行えば良いのか。	変化があった場合や、×に該当する場合は状況を記載する必要がありますが、○や変化が
→○×等でラウンドを行った記録のみで良いのか	ない場合はそればわかかるように記載してください。
細かく個別の記録が毎回必要なのか	
何か変化があった時のみ記録すれば良いのか等	
 栄養士と他の職種の兼務について	
・異なる職種との兼務になる場合は人数換算はどうなるか	 ・栄養マネジメント強化加算の人員要件は、施設で管理栄養士として勤務する時間を常勤換
大の 3 場所	算で算出することから、異なる職種(例:ケアマネ等)で勤務する時間は除外して計算してく
	ださい。
	/c e v '0
栄養ケア計画の同意について	
・導入した介護ソフトの栄養ケア計画書のフォーマットには、	・説明日と同意日が記載してあれば構いませんが、様式に従来のサインや続柄の欄があるの
「説明と同意日(説明した日)」と「サイン」、「続柄」の記入欄	ならば、施設として従前どおりもしくは改正後のどちらを準用するか決めて対応してくださ
があって、現在はすべての項目を家族に記入していただいている	L' _o
が、今後は「説明と同意日」のみを記入し、「サイン」「続柄」	
の記入は省略して構わないという解釈でいいのか。	
・電話で計画書の変更内容を説明し同意いただいた場合は、経過	・電話で計画書の内容変更の同意をいただいた場合の対応は、貴見の通りです。
記録等に家族との電話でのやり取りを記録し、説明と同意日は栄	電話による確認のみでは認められません。
養士が記入してよいのか。	NAGOYAかいごネット「令和3年8月16日「利用者への説明・同意等に係る見直し」に
	ついて(注意喚起)」をご参照ください。
	「指定介護老人福祉施設の事業の人員及び運営に関する基準」(一部抜粋)
	第6章 雑則
	(電磁的記錄等)
	第50条 省略
	2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類
	するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定
	されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、
	電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他他人の知覚によって認識できない方法をいう。)
	によることができる。
	スの中央は、後まの表示との異々、無償のも取りにも、 素がやさとにより利用する日本
	この内容は、従来の書面での署名・押印の取扱いに加え、電磁的方法により利用者の同意
	等の意思表示を確認することでも可とするものです。同意等を省略するものではありませ
	ん。電磁的方法により行わない場合は、これまでと同様に書面で行う必要があります。
	電磁的方法を活用する場合は、相手方の承認を得て、交付等に関する意思表示がわかる電
	子メール等を保存しておいてください。
	なお、文書掲載後、この訂正文が掲載されるまでに対応したものについては、遡って説
	明・同意の確認を行う必要はありません。
支援計画の実施の「食事の時間や嗜好への対応について、画一的	・準用しなくてもよい。
ではなく、個人の習慣や希望を尊重する」内容は、栄養ケアマネ	・自立支援促進加算とともに栄養マネジメント強化加算を算定する場合は準用してくださ
ジメントにも準用されるのか	い。(厚生労働省確認済)
	- 0 V1 — 19 Ed CC — 19
書類監査の提出項目に衛生管理計画書があったが、給食を委託し	・委託業者が作成している衛生管理計画書を提出してください。
ている場合にも必要なのか。	
集団給食施設の届出など講義説明がほしい(進め方や様式など)	・管轄区の保健センター保健感染症係の管理栄養士に、冊子「給食施設のための栄養管理の
(A)	手引き が入手したいとお伝えください。
	1 1/C 10/C 10/C CAPACCICC V 0